

役員及び評議員の報酬等支給基準規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖樹の杜(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいい、常務理事とする。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事・・・報酬、賞与
- (2) 非常勤の役員・・・報酬
- (3) 評議員・・・報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、評議員会において決定する。

- 2 報酬及び賞与及び退職共済・・・細則2によるものとする。
- 3 非常勤の役員に対する報酬及び退職慰労金の額は細則1及び細則3によるものとする。
- 4 評議員に対する報酬及び退職慰労金の額は細則1及び細則3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は細則2によるものとする。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座へ振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

- 第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給することができる。
- 2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
 - 3 役員等の旅費について、旅費等の精算の後、都度支払うものとする。

(公表)

- 第7条 この法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

- 第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

- 附則 この規程は、平成29年5月27日より施行する。
この規程は、平成31年4月1日より施行する。

社会福祉法人 聖樹の杜 役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖樹の杜(以下「法人」という。)の役員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事又は評議員をいう。

(理事の報酬)

- 第3条 理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営の為の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。但し、実費に要した領収書等を添付することとする。
 - 3 前項に関わり、理事及び監事は報酬及び実費弁償費の受取りを拒否することができる。

(監事の報酬)

- 第4条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。但し、実費に要した領収書等を添付することとする。
 - 3 前項に関わり、監事は報酬及び実費弁償費の受取りを拒否することができる。

(評議員の報酬)

- 第5条 評議員が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営の為の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。但し、実費に要した領収書等を添付することとする。
 - 3 前項に関わり、評議員は報酬及び実費弁償費の受取りを拒否することができる。

別表1(第3条及び第4条及び第5条関係)

名称	報酬	実費弁償費
法人及び事業業務	10,000円	3,000円
監事監査指導報酬	18,000円	5,000円

(適用除外)

第6条 事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は平成22年2月25日から施行する。
この規程は平成29年4月1日から施行する。(定義変更、評議員の報酬追加)

社会福祉法人 聖樹の杜 常務理事の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖樹の杜常務理事(以下「常務理事」という。)の報酬について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 常時職務に従事する常務理事の報酬は、給料、賞与、その他諸手当等(職員の例による)とする。

- 2 給料は、社会福祉法人聖樹の杜給与規程(平成24年4月1日)に定める職員棒給表の第4級1号相当とし、手当等は職員の例により支給する。
- 3 賞与は、法人の運営状況を鑑み、別に定める職員棒級表の第1級24号を上限とし支給することができる。

(支給方法)

第3条 常務理事の報酬は、就任した月分から支給する。

- 2 前項の常務理事が辞任、解任、または死亡によりその職を退いたときは、その当月分までの報酬を支給する。

(支給時期)

第4条 報酬は、毎月20日に支給する。但し、支給日が土曜日、日曜日または休日にあたるときは、繰り上げ支給する。

- 2 賞与は、給与規程に準じて支給する。

(退職共済)

第5条 常務理事は、退職共済に加入しない。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年1月1日から施行する。(支給日変更)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。(第2条第3項変更)

社会福祉法人 聖樹の杜 役員退職慰労金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖樹の杜法人の理事及び監事又は評議員(以下「役員」という。)の退職慰労金について定める。

(退職慰労金の額)

第2条 退職した役員に支給すべき退職慰労金は1期につき金50,000円とする。
2 退職慰労金の額 = 50,000円 × 在任期数
3 前項在任期数については各役員職を通算する。
4 本規程施行日如何に関わらず、在任期数は遡及して計算する。

(退職慰労金額の決定)

第3条 退職した役員に支給すべき退職慰労金は、本規程に基づき、評議員会において承認し決定する。

(支給時期及び方法)

第4条 役員の退職慰労金は、評議員会で承認された後、1ヶ月以内に支給する。
2 前項については本人名義の指定口座へ振込みによって行う。

(役員在任期数)

第5条 役員在任期数は、1期を単位とし、1期未満は1期に切り上げる。
2 役員がその任期中に死亡し、またはやむを得ない事由により退職した時は、任期中の残存期間を加算して計算する。

(弔慰金)

第6条 任期中に死亡した時は、第5条に基づいて在任期数を計算し、弔慰金として支給する。
2 弔慰金は、評議員会で承認された後、1ヶ月以内に遺族に対して支払う。

(適用除外)

第7条 退職慰労金及び弔慰金は常勤の役員には支給しない。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会において承認を受けなければならない。

附則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。